

(趣旨)

**第1条** この要綱は、鳩山町が発注する競争入札参加資格者名簿に登録された者を入札の対象とする業務委託に係る入札について、最低制限価格制度を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により定める価格をいう。
- (2) 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札したものをいう。
- (3) 決裁権者 鳩山町事務決裁規程(平成30年訓令第17号)別表第1の決裁区分による決裁権者をいう。
- (4) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (5) 下限値 第4条第1号ただし書及び同条第2号における予定価格に10分の7.5若しくは3分の2を乗じて得た額をいう。
- (6) 工事系業務 雑草刈払い、樹木伐採等の積算体系を工事とする業務をいう。
- (7) 建物管理業務 建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等、警備及び廃棄物処理に関する業務をいう。
- (8) 土木施設維持管理業務 道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能若しくは構造の維持又は保全を図るための業務をいう。
- (9) 特別なもの 決裁権者が予定価格算出に当たり、別表により計上することが困難と認めた業務をいう。

(対象となる入札)

**第3条** 最低制限価格制度の対象は、競争入札を実施する業務で、設計額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が1,000万円を超える業務委託とする。ただし、次の各号に定めるものを除く。

- (1) 政府調達に関する協定(WTO)の対象となる入札
- (2) 総合評価方式による入札

(最低制限価格の算出方法等)

**第4条** 最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- (1) 別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、工事系業務及び建物管理業務は、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。また、工事系業務及び建物管理業務に該当しない業務は、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。
- (2) 特別なものの場合は、前号にかかわらず、工事系業務及び建物管理業務については、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、工事系業務及び建物管理業務に該当しない業務については、予定価格に3分の2から10分の9までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じて得た額とする。
- (3) 算出に当たっては、別表に掲げる①から④までの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。また、第1号ただし書の規定及び前号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、下限値を使う場合又は端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じて得た額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。
- (4) 最低制限価格を設定したときは、事務の適正な執行を確保するため、最低制限価格算出書（様式第1号）により最低制限価格を算出し、最低制限価格書（様式第2号）を予定価格調書と同時に作成するものとする。

（入札参加者への周知）

**第5条** 入札の執行に当たっては、入札公告等に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

（落札者の決定）

**第6条** 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合においては、落札者の決定はくじ引によるものとする。
- 3 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格を上回る入札をした者がいないときは、入札執行者は再度入札をすることができるものとする。この場合において、最低制限価格未満で

入札した者は再度入札に参加することはできない。

(最低制限価格の公表)

**第7条** 第4条の規定により設定した最低制限価格は、入札結果公表時に併せて公表するものとする。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和8年3月27日告示第28号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

**別表** (第4条関係)

業種区分	①	②	③	④
工事系業務	直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費に10分の9を乗じて得た額	現場管理費に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額
建物管理業務	直接人件費に10分の9.7を乗じて得た額	直接物品費に10分の9.7を乗じて得た額	業務管理費に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
測定業務	直接人件費の額	調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
	直接人件費の額	調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	

コンサルタント業務	建築系	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費に額に10分の6を乗じて得た額
	土木系	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
		直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
	補償系	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
		直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
	土木施設維持管理業務	直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費に10分の9を乗じて得た額	現場管理費に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額

備考

- 1 測定業務とは、環境計量業務等、軽量数値を得ることを目的とした業務をいう。
- 2 「測定業務」、「調査業務」及び「コンサルタント業務」においては、該当する積算基準書等の体系により、適切な段を使用する。
- 3 上記①から④は、千円未満を切り捨てた額とする。
- 4 複数の業種を一括して発注する場合の第4条第1号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。

最低制限価格算出書

委託業務名	業務
委託業務箇所	
入札日時	年 月 日

予定価格 (A)	円
税抜き予定価格 (B) [ (A) × 100 / 110 ]	円

業種区分	設計額	算定割合	算定額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合 計 (C)			円

割合 (C) / (B) = (D)	
--------------------	--

※小数点第3位以下切捨て

【工事系業務及び建物管理業務の場合】

※割合が10分の9.2を超える場合は10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5とする。

※特別なものについては、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合とする。

【工事系業務及び建物管理業務に該当しない業務の場合】

※割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、3分の2に満たない場合は3分の2とする。

※特別なものについては、3分の2から10分の9までの範囲内で定める割合とする。

最低制限価格 (B) × (D)	円
------------------	---

最低制限価格書

委託業務名	業務
委託業務箇所	
入札日時	年 月 日

最低制限比較価格 (最低制限価格の100/110の額)	円
--------------------------------	---

最低制限価格	円
--------	---

年 月 日

鳩山町長

印